

【第 1 章】医療費助成などの支援

① 小児慢性特定疾病医療費助成の制度について

子どもの慢性疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となる場合があります。児童の健全育成を目的として、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助する制度です。

◇どのような人が対象？

満 18 歳未満で、助成の対象となる小児慢性特定疾病の診断を受けている方が対象です。（満 18 歳前から助成を受けていて、18 歳以降も引き続き治療が認められる場合は、20 歳の誕生日の前日まで対象になります。）

◇医療費助成の範囲は？

認定疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に対する指定医療機関^{※1}（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）における保険診療による医療費が対象です。

なお、医療保険が適用されないもの（文書料、差額室料など）は対象外です。

※1 [指定医療機関の一覧はこちら](#)

◇医療費助成の内容は？

通常 3 割の自己負担額が 2 割になるほか、入院時の食事療養に係る標準負担額が 2 分の 1 になります。

また、所得や治療状況等に応じて、1 か月の自己負担上限額が設定されます。詳細は [P. 8](#) をご覧ください。

◇どのような病気が対象？

16 疾患 801 疾病（令和 7 年 4 月時点）、対象疾病ごとに認定基準があります。

最新の対象疾病および認定基準については [小児慢性特定疾病情報センターのホームページ](#) からご確認ください。

◇有効期間は？

診断日又は治療開始見込日のいずれか遅い方（申請受付日からの遡りの期間は原則 1 か月、やむを得ない理由がある場合は最長 3 か月）から、原則として 1 年間です。

有効期間終了 2 か月前に、更新申請の案内を郵送します。引き続き医療費助成を希望する場合は、有効期間の終了前に更新申請の手続きをしてください。

◇申請方法は？

お住まいの区の [区役所健康・子ども課（保健センター）](#) に、必要書類を揃えてご提出ください。

詳細は [P. 6](#)、[P. 7](#) をご覧ください。